

事 務 連 絡

平成 20 年 2 月 9 日

都道府県

指定都市

中核市

民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等における食品の安全確保について

今般、学校給食に使用されたマッシュルームに異臭があった事案や、異臭があったために同マッシュルームの喫食を中止した事案があり、そのうち北海道の一枚では、異臭に気づいた共同調理場が学校に連絡したものの既に喫食しており、複数の児童等に腹痛、下痢などの症状があったとの連絡を受け、当該製品の製造所を所管する愛知県から、当該製品の自主回収を行っている旨の情報提供がありました。

これを受け、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課から別添の「学校給食におけるマッシュルーム水煮の異臭について」（平成20年2月9日事務連絡）が発出されたところです。

社会福祉施設、介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）における衛生管理の徹底については、従来より「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成15年12月12日社援基発第1212001号）により努めていただいているところではありますが、特に、食品の選定に当たっては最新の注意を払い、安全な食事提供に万全を期していただきますようその周知徹底をお願いいたします。

また、従前より食事提供前に検食を実施するようお願いしているところですが、異味、異臭、その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を確実にとるよう周知徹底をお願いいたします。

さらに、社会福祉施設等において、健康被害が発生した場合に限らず、健康被害が生じるおそれがあると認められる事案が発生した場合には、速やかに関係機関への連絡と併せて、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告いただきますようお願いいたします。

(担 当)

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課施設係 平田、大塚

TEL:03-5253-1111(内線 2868)

FAX:03-3591-9898

MAIL:ootsuka-hiroshi@mhlw.go.jp